

佐賀県済生会 指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所 重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、指定介護予防・日常生活支援総合事業運営規定第10条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1, 事業者

事業者の名称	佐賀県済生会 指定介護予防・日常生活支援総合事業
事業所所在地	佐賀県唐津市江川町694番地1
法人の種別	社会福祉法人
事業所代表者氏名	管理者 吉田 奈美
電話番号	0955-74-3201
FAX番号	0955-73-1058

2, ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類と名称

施設 済生会唐津病院

特別養護老人ホームめずら荘

介護老人保健施設まつら荘

ケアハウスめずら荘

ケアハウス寿楽荘

居宅 佐賀県済生会指定訪問介護事業所(介護予防・日常生活支援総合事業も併設)

指定訪問入浴介護寿楽荘(介護予防も併設)

指定通所介護寿楽荘(介護予防も併設)

訪問看護ステーションなでしこ唐津(介護予防も併設)

指定短期入所生活介護(めずら荘) (介護予防も併設)

指定通所リハビリテーション(介護予防も併設)

居宅療養管理指導

居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業所(介護予防の受託)

唐津市在宅介護支援センター

3, 事業の目的及び運営方針

- 1 利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- 3 地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4, 職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種	員数	区 分				常勤換算をした場合の 人員数	職務内容
		常 勤		非 常 勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0.5	サービス内容をご参照下さい。
サービス提供責任者	3	2	1			2.5	
訪問介護員	8	3		5		5.5	

5, 営業日及び営業時間

営業日	毎日
営業時間	早朝 午前6時から8時まで
	昼間 午前8時から午後6時まで
	夜間 午後6時から午後10時まで
	深夜 要望に応じて対応

6, サービスの提供方法及び内容

介護予防サービス計画・介護予防・日常生活支援総合事業計画に基づいて行います。

介護予防サービスの提供	サービスの提供に際しては、あらかじめ介護予防・日常生活支援総合事業者が作成した介護予防・日常生活支援総合事業計画に沿ってサービスを提供します。
サービスの内容	あなたの居宅を訪問し、サービス計画に沿って、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除などの家事を総合的に提供します。
問い合わせ又は利用申し込み方法	指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。

7, 利用料

介護予防・日常生活支援総合事業の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料としております。(利用者負担金は介護保険負担割合証をご確認下さい。)
(介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。)

訪問型独自サービスⅠ	1週間に1回程度の介護予防訪問介護相当が必要とされた場合	11,760円
訪問型独自サービスⅡ	1週間に2回程度の介護予防訪問介護相当が必要とされた場合	23,490円
訪問型独自サービスⅢ	1週間に3回程度の介護予防訪問介護相当が必要とされた場合	37,270円

※令和3年4月1日～令和3年9月30日まで上記利用料の適応とする。

加算

以下の要件を満たす場合、上記の料金に以下の料金が加算されます。

初回加算	新規の利用者へサービス提供責任者自らサービス提供した場合(初回訪問月につき)	2,000円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、所定単位数に24.5%を乗じた単位数を加算します。	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	サービス提供責任者と理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同行し共同して行ったアセスメント結果に基づき、訪問介護計画を作成した場合に加算する。	(Ⅰ)...1,000円 (Ⅱ)...2,000円

8, その他の費用

区分	利 用 料
交通費	利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域及び離島の居宅を訪問して指定介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合には、それに要した交通費の実費を請求します。

9, 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	唐津市 玄海町
---------	------------

10, 苦情申立先

事業所相談窓口	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	管理者 吉田 奈美 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) 電 話 0955-74-3201 面 接 相談室
佐賀県国民健康 保険連合会	ご利用時間 ご利用方法	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) 電 話 0952-26-1477
唐津市 高齢者支援課	ご利用時間 ご利用方法	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) 電 話 0955-70-0102

11, 具体的取扱い方針

サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供の拒否はしません。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対して自ら適正な指定サービスを提供することが困難な場合は、適当な他の指定介護予防・日常生活支援総合事業者を紹介します。 利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防・日常生活支援総合事業サービス、介護予防・日常生活支援総合サービスの目標を立て、その目標を立て、その目標を達成するための具体的なサービス内容の訪問介護計画を作成します。なお、必要に応じて訪問介護計画を変更することがあります。
受給資格証の 確認	<ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供を開始する際に、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間等の被保険者証の確認をさせていただきます。 介護予防・日常生活支援総合事業に相当し、基本チェックリストにより事業対象者となられた利用者サービスを開始する際に、被保険者証の確認をさせていただきます。 要支援認定を受けておられない利用者については、本人の意向を踏まえて申請に必要な援助を行います。
介護予防支援 事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 円滑にサービスが提供できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
保険給付の請求 のための証明書 の交付	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理受領サービスに該当しない利用料を請求した場合は、提供した介護の内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書を交付します。

12, 秘密保持

<p>業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密はお守りします。</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。</p>

13, 事故発生時の対応

<p>利用者に対して、指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の過失による事故の場合は損害賠償は行いません。</p>

14 第三者評価の有無

福祉サービス 第三者評価の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
--------------------	--